

遊技場営業



あなたのお店は
だいじょうぶ？

法を守って

適正な営業を行いましょう

風俗営業等から

暴力団を**排除**しましょう

不法就労に当たる

外国人を雇用してはいけません

遊技場、そこは、仕事や生活の疲れを癒し、ストレスを解消して、人々に明日への活力を与える場、安全で安心して「くつろげる」、「楽しめる」、「遊べる」場であることが求められており、健全で適正な営業による良好な環境づくりに努めなければなりません。

経営者及び管理者には、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持に努める社会的責任があります。

全国風俗環境浄化協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル 6階

TEL(03)3868-0157 FAX(03)3868-0257

法を守って適正な営業

ぱちんこ遊技機等(いわゆるパチンコやパチスロ)の部品を勝手に変更していませんか？

遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがある部品の変更は、その変更前に変更承認申請を都道府県公安委員会に行い、承認を得なければなりません。

それ以外の部品の変更については、変更した日から1か月以内に変更届出を都道府県公安委員会に行わなければなりません。

遊技機を含む営業所の構造・設備の無承認変更により、懲役刑又は罰金刑に処せられた場合には、風俗営業の許可の欠格(取消)事由に該当することになります。



年少者を客として立ち入らせていませんか？

年少者(18歳未満の者)を営業所に客として立ち入らせること[ゲームセンター営業に係る営業所にあつては、午後10時から午前6時までの時間において客として立ち入らせること。]※は「禁止行為」に該当し、罰則が科せられます。

それらの行為により、懲役刑又は罰金刑に処せられた場合には、風俗営業の許可の欠格(取消)事由に該当することになります。

※「客として立ち入らせる」とは、遊技をする客として立ち入らせることをいいます。

※風俗営業者は、年少者(18歳未満の者)がその営業所に立ち入ってはならない旨(ゲームセンター営業に係る営業所にあつては、午後10時以後の時間において立ち入ってはならない旨(都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立ち入りの禁止又は制限の内容)を営業所の入り口に表示しなければなりません。

※都道府県の条例により、ゲームセンター等営業を営む者が午前6時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止又は制限したときは、その時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないなどの制限が当該条例で定められている場合があります。

従業者名簿の備付けや管理に問題はありますか？

風俗営業者は、営業所ごとに従業者※1名簿を備えなければなりません。従業者名簿には、業務に従事する者の住所及び氏名等※2を記載します。ただし、労働基準法に基づく労働者名簿の記載により代替できる場合には、別途作成する必要はありません。

※1 雇用関係のある労働者に限らず、業務に従事する者すべてが対象となり、業務の一部を委託している場合の委託業務従事者(コンパニオン等)や、「労働者」にあたらぬ家族等も対象になります。

※2 「性別、生年月日、採用年月日、退職年月日、従事する業務の内容」を記載する必要があります。委託業務従事者(コンパニオン等)や、「労働者」にあたらぬ家族等も対象になります。



風営適正化法に違反する行為が行われた場合は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、又はこれらが併科されることや、都道府県公安委員会の指示、営業停止命令又は許可の取り消しの行政処分を受けることがあります。

を行いましょう

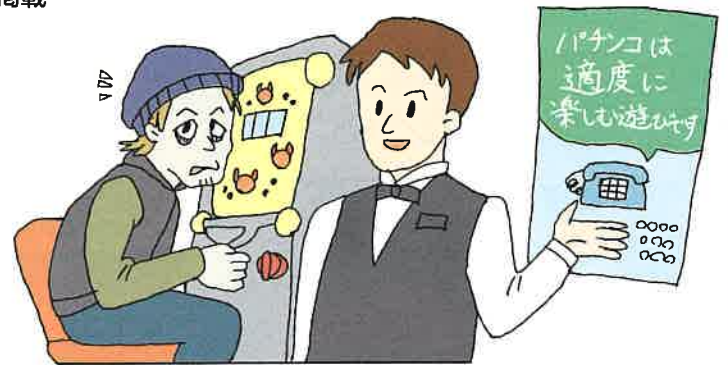


積極的にぱちんこ等への 依存防止対策に取り組んでいますか？

風営適正化法施行規則が改正され、ぱちんこ等への依存防止に資する取組が管理者の業務に追加されたことから、管理者は積極的にぱちんこ等への依存防止対策に取り組む必要があります。

〈依存防止対策に資する具体的な取組の例〉

1. 依存防止に関する相談窓口等を掲載したポスター等の店内掲示
2. 依存防止に関する相談窓口等の営業所の広告への掲載
3. 客自身又はその家族からの申告に基づき、遊技使用上限金額を決めるなどして、過度な遊技を予防する仕組みの活用
4. 過度な遊技を行わないよう客に対する注意喚起の実施
5. 賞品提供時の年齢確認の実施等による、営業所への18歳未満の者の立入禁止の徹底
6. 初心者等に対する適度な遊技方法の案内
7. 依存防止対策についての従業者への教育



「清浄な風俗環境を害する方法」で 広告・宣伝をしていませんか？

営業所の内外を問わず、看板、のぼり、ビラ、新聞折り込みチラシ等を利用して下記(例ぱちんこ店)のような広告・宣伝をした場合、風営適正化法が規制する「清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での広告・宣伝」の対象となります。



1. 入賞を容易にした遊技機があるように思わせる表示…甘釘、特選台、天国調整、モーニングサービス など
2. 大当たりを象徴する数字を使用した表示…7つの誓い、3つの約束、7つの宣言、3つの力 など
3. 営業所の名称、地名、記念的行事、遊技機の名称等を掲げ、サービス強化を連想させる表示…〇〇の日、〇〇月間、〇〇周年 など
4. 平常の営業ではないことを示唆する表示…元気営業、全開営業、徹底強化、別格 など
5. 特定の日、特定の機種、題材となっている芸能人の来店告知などの表示…グランドオープンから〇日目、新装開店から〇日目、〇日・〇日・〇日は混雑予想日 など
6. 大当たり確率が高い設定の遊技機やタイムサービスを想像させる表示…〇設定大量投入、朝一高確率スタート、本日も「金」メダル! など
7. 賞品買取行為への関与をうかがわせる表示…〇円交換、等価交換、高価交換、完全交換 など
8. 客が獲得した出玉の記録、それに付随する賞品買取所での買取価格など…出玉と賞品買取所における買取価格を併記したランキング表示 など
9. パチンコ玉やメダルなどの獲得が容易であることをうかがわせる表示…大放し〇万枚、〇万枚オーバー、玉箱を積み上げるディスプレイ など
10. 遊技料金などの規制などに違反する行為が行われることを示す表示…大特価賞品、無料引換券、景品 50% off チケット など
11. 技量により差異が生じる余地をなくしていることをうかがわせる表示…ハンドル固定を助長する表示、目押しサービスを受けられる表示 など

営業所から暴力団を排除しましょう



暴力団からこんな要求があったら断固拒否です

縄張り内の営業者に「あいさつ料」等を要求する行為

風俗営業者に対し、「この辺りで店を出すならウチにあいさつに來い」などと縄張り内で営業することを容認する見返りとして、あいさつ料、みかじめ料等名目のいかんを問わず金品等を要求する行為です。



縄張り内の営業者に用心棒代、入場券等の納入等を要求する行為

風俗営業者に対し「面倒を見てやる」「何かあったら話をつけてやる」というように、縄張り内で営業する者に対し、用心棒代を要求したり、しめ縄、門松等の正月用品、植木、生花、おつまみ、氷や入場券、パーティ券等の物品の購入やおしぼり、カラオケセット、店内装飾用の額、植木等のリースの受入れ等を要求する行為です。



暴力団対策法はあなたの強い味方です

暴力団対策法は、公安委員会が指定した暴力団の構成員が、その指定暴力団の威力を示して行う27種類の暴力的要求行為を禁止しています。
※詳しくはHPをご覧ください。

全国暴追センター

検索

暴力団員による不当な行為に関する相談は、各都道府県所在の暴力追放運動推進センターへ

- センターへの来訪者に対する相談
- 電話、メールによる相談
- 窓口における相談
※相談は無料です。
※秘密は厳守されます。



不法就労に当たる外国人を雇用してはいけません



外国人の雇用に当たっては、必ず在留カード等を見て在留資格や就労制限の確認をしてください。「短期滞在」等就労が認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません。

Q1 不法就労活動って何？

A 不法就労とは次のような場合のことをいいます。

- 不法入国者、不法残留者等が就労
- 就労が認められていない在留資格の人が
 - ① 資格外活動の許可を受けず就労
 - ② 資格外活動の許可を受けているものの許可された活動の範囲を超えて就労
- 就労が認められている在留資格の人が、その資格で認められている範囲を超えて就労



Q2 就労が認められていない在留資格ってどんなもの？

A 「文化活動」「短期滞在」「留学」「研修」「家族滞在」です。

これらの在留資格の人でも、資格外活動許可を受ければ、許可された範囲内で就労することができます。ただし、資格外活動許可を受けている場合でも、風俗営業に関する就労は認められていませんので、ホストやホステスなど風俗営業の従業員として就労することはできません。

Q3 それ以外にどんな在留資格があるの？

A ① 就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの→「特定活動」

② 身分・地位に基づく在留資格（活動に制限がないので就労も可能）→「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」
※「特別永住者」も活動に制限がありません。

③ 就労が認められる在留資格（活動が特定されます）→「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」など

※風俗営業等において、在留資格「興行」の外国人がホステスなどの接客行為を行うことは認められておらず、専ら接客行為を行っていた場合は資格外活動として、通常罰則の対象となります。

Q4 就労が認められていない外国人を雇用したり、その雇用を斡旋すると罪に問われるの？

A 出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長罪）に問われ、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科」という罰則の適用を受けます。

風俗環境に関する苦情、相談は風俗環境浄化協会へ